

令和2年11月2日
(2020年)

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者等
の指定の取消しについて（通知）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり、指定居宅サービス事業者等の指定を取り消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 事業者名 | 合同会社花 |
| (2) 代表者 | 代表社員 川原 文弘 |
| (3) 所在地 | 大阪府吹田市朝日町18番14号 |

2 対象事業所

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 事業所名 | 訪問介護ステーション花 |
| (2) 所在地 | 吹田市朝日町18番14号 |
| (3) サービスの種類 | 訪問介護
第1号訪問事業 |
| (4) 指定年月日 | 平成28年6月1日（訪問介護）
平成29年4月1日（第1号訪問事業） |
| (5) 事業所番号 | 2771606155 |

3 指定の取消年月日

令和2年（2020年）11月30日

4 指定を取り消す理由

(1) 人員基準違反（法第77条第1項第3号に該当）

管理者兼サービス提供責任者は、市に届け出た訪問介護等事業所に常時勤務、かつ専従しなければならないにもかかわらず、市外の賃貸マンション内に常駐していた。

(2) 人格尊重義務違反（法第77条第1項第5号に該当）

利用者が外出できないように、ケアプランセンター花の管理者兼介護支援専門員が、利用者8名（6世帯）の玄関ドアに外鍵をつけたが、訪問介護ステーション花の管理者兼サービス提供責任者、及び訪問介護員は、そのような状態を知らずながら放置し、外鍵を開け閉めしながら、継続してサービス提供を行った。

(3) 虚偽報告（法第77条第1項第7号に該当）

監査において、事業所の経理状況を確認するため、法人代表者に会計関係書類の提示

を求めたところ、関係書類は会計士に渡し、帳簿書類の整備中のため、事業所内にはないとの報告をしていたが、実際には会計士に依頼しておらず、作成されていなかった。

(4) 不正又は著しく不当な行為（法第 77 条第 1 項第 11 号に該当）

市に届け出た事業所で事業を行っておらず、実態として市外の賃貸マンション内に事業所を置き、事業を行っていた。

(5) 法令違反（法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号に該当）

指定第 1 号訪問事業と一体的に運営している訪問介護事業所において、法第 77 条第 1 項第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 11 号に該当する違反行為が行われていた。

（お問合せ先）

福祉部福祉指導監査室

介護事業者担当

電話番号：06-6105-8009（直通）